

「平成 30 年 田村市新春交歓会」参加者募集

「田村市新春交歓会」は、田村市における産業、教育、福祉、文化など各界各層の関係者ならびに市民の皆さんが一堂に会し、新年を祝いながら互いの親睦と協調を深め、市の更なる発展を期するため実施しています。新年のお祝いとごあいさつの場としてのご参加を心よりお待ちしております。

- 日時 30年1月7日(日) 正午～午後2時
- 会場 ウエディングプラザ丸美 2階「エリザベスの間」(田村市船引町船引字上田中34-1)
- 会費 2,000円
- 参加予定 300人
- 申込期限 12月4日(月)
- 申込方法 期間内に、市役所総務部総務課または各行政局市民課に備え付けの申込書でお申し込みください。

※先着順により締め切りを早める場合があります。

- その他 申し込み時に会費をお支払いいただき、入場整理券と引き換えます。

問・申	市役所	電話番号	市役所	電話番号
	総務部 総務課	81-2117	滝根行政局 市民課	78-2111
	大越行政局 市民課	79-2111	都路行政局 市民課	75-2111
	常葉行政局 市民課	77-2111		

「第10回 特別弔慰金」のご案内

特別弔慰金の請求期限が近づいています。

該当する方は、お早めに請求手続きをしてください。

●支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

●請求期限 平成30年4月2日

※請求期限を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができませんので、請求漏れのないようご注意ください。

問・申 保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

各行政局 市民課、各出張所

公共下水道事業の変更を予定しています

田村三春小野都市計画下水道の変更を策定するに当たり、都市計画案の縦覧と意見書の提出を行います。
今回の変更案は、農業集落排水区域の公共下水道区域への編入および水質汚濁防止を目的に排水区域を追加するものです。

- 場所 建設部下水道課
- 期間 11月13日(月)～12月1日(金)

【意見書の提出】

市に住所のある方または利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

- 様式
任意としますが、「意見書」と表記し、住所、氏名を記入してください。
- 提出場所
〒963-4393
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
田村市役所建設部下水道課
- 提出期限 12月8日(金)
- 意見書の扱い
提出された意見については、本案を都市計画審議会に付議するにあたり、氏名などの個人情報を除きその要旨を提出します。個別には回答しません。

問 建設部 下水道課 ☎81-2512



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1人のお電話が救われる子どもいます。

児童虐待かとも思ったらすぐにお電話ください。

☎ 189

児童虐待相談ホットライン
24時間受付
無料

通話は匿名で行うことも可能です。
通話料や通話内容に関する費用はかかりません。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※おひき出し 通話終了後、必ず電源を切るようにしてください。

 児童虐待防止推進月間

児童虐待防止推進月間は毎年10月です。

虐待や子育てに関する悩みや質問があれば、児童虐待防止・相談員へお気軽にご相談ください。